

Q8 就労状況に変更があった場合、何を提出すればよいですか？

A8 利用申請後に、内定取消や離職等をした場合は、申請を取下げてください。

利用後に離職し、求職活動をする場合は、4カ月以内に就労を開始することが利用の要件です。その際は、申請事項変更届を提出してください。求職活動をしない場合は退会となります。

なお、勤務形態等の変更があった場合は、勤務証明書・申請事項変更届の提出をお願いします。

Q9 世帯の状況等に変更があった場合、何を提出すればよいですか？

A9 ▼ 住所変更・氏名変更・保護者変更等があった場合

申請事項変更届の提出をお願いします。

▼ 一人親で申請していた方が、婚姻・同居等をした場合

相手の方の勤務証明書または就労状況等報告書と申請事項変更届を提出してください。

利用料の免除等をしていた場合は、取り消しとなります。

変更後の世帯も、前年度の住民税が非課税の場合は、新たに利用料免除等の申請が必要です。

▼ 離婚を前提とする別居等を開始した場合

申請事項変更届を提出してください。

変更後の世帯が、住民税非課税（前年度）の場合は、利用料の免除等の申請ができます。

▼ 生活保護を開始した場合

利用料の免除等の申請ができます。生活保護受給を要件に利用料の免除等をしている世帯で、生活保護が廃止になった場合は、月末をもって免除等の取り消しとなります。



Q10 区内で引越し・転校する場合はどうすればよいですか？

A10 小学校内クラブを利用中で、転校する場合は、退会する7日前までに退会届を提出してください。退会届を提出後、転校先の小学校のクラブに利用申請できます。

学校外クラブを利用中で、引き続き同じクラブを利用する場合は、申請事項変更届の提出をお願いします。

月の途中でクラブを移動する場合、当該月の利用料は従前のクラブ分のみです。

ただし、間食費は新しいクラブでも当該月分として1,500円をお支払いいただきます。

Q11 江東きっずクラブB登録からA登録に変更したい場合はどうすればよいですか？

A11 利用しているクラブへ、退会の7日前までに退会届を提出し、江東きっずクラブA登録の申し込みをしてください。A登録は、申し込みの翌日から利用できます。

退会の翌日にA登録を利用したい場合は、退会日までにA登録の申し込みをしてください。

前のクラブで保険に加入している場合、保険料は不要です。

Q12 夏休み等の一日育成日に、午後から登室しても大丈夫ですか？

A12 遠足などのイベントで午後からの受け入れができない場合を除き、原則として午後から登室できます。

詳しくは、各クラブの入会説明会等でご案内します。

Q13 一日育成日に、昼食をとるために一度帰宅することはできますか？

A13 昼食をとるための一時帰宅はできません。

午前から午後にかけて利用する場合は、必ずお弁当を持参してください。

原則、お菓子類の持ち込みはできません。

8. 土曜江東きっずクラブ 利用案内

(1) 対象児童

- ①江東きっずクラブB登録 小学校内クラブ・学校外クラブ登録児童
 ②江東きっずクラブA登録に登録している児童のうち、
 江東きっずクラブB登録 小学校内クラブ・学校外（児童館等）クラブ保留児童

(2) 開設期間・日時

- 【開設期間】 令和4年4月1日～令和5年3月31日（最短で申し込みの翌土曜日から利用可）
 【開設日】 土曜日（祝日・年末年始を除く）
 【時間】 8時30分～17時

(3) 1日の主な活動

学校休業日のB登録に準じた活動をします。午後まで参加する場合は、お弁当とおやつを持参してください。

(4) 土曜江東きっずクラブ一覧

土曜江東きっずクラブ（公設民営）	事務室電話	所在地	
土曜江東きっずクラブ平野児童館	03-3643-1903	平野1-2-3	（平野児童館内）
土曜江東きっずクラブ深川	03-3634-0209	高橋14-6	（深川北子ども家庭支援センター内）
土曜江東きっずクラブ豊洲四丁目	03-3532-3581	豊洲4-11-20-137	（スターコート豊洲内）
土曜江東きっずクラブ東雲児童館	03-3529-1795	東雲2-4-4-102	（東雲児童館内）
土曜江東きっずクラブ潮見	03-5606-9320	潮見1-29-16	（潮見一丁目都営住宅敷地内）
土曜江東きっずクラブ千田児童館	03-3699-6254	千田21-18	（千田児童館内）
土曜江東きっずクラブ平久	03-3645-3771	木場1-3-6	（平久小学校北側向）
土曜江東きっずクラブ東陽児童館	080-7249-1087	東陽5-16-13	（東陽児童館内）
土曜江東きっずクラブ亀戸児童館	03-3685-5944	亀戸2-1-19	（亀戸児童館内）
土曜江東きっずクラブ浅間竪川	03-3684-3901	亀戸9-34-1-141	（亀戸レジデンス内）
土曜江東きっずクラブ大島第二児童館	070-1424-9489	大島4-5-1	（大島第二児童館内）
土曜江東きっずクラブ三大	03-5626-6921	大島9-6-17	（都営大島九丁目第2アパート敷地内）
土曜江東きっずクラブ南砂児童館	080-7249-1079	南砂2-3-17	（南砂児童館内）
土曜江東きっずクラブ南砂六丁目	03-3640-5479	南砂6-5-2-101	（南砂六丁目都営住宅内）

(5) 申し込み方法

※詳細については、令和4年2月以降に配布する利用案内を確認してください。

- 【提出書類】 ①土曜江東きっずクラブ利用申込書（令和4年2月以降配布）
 ②江東きっずクラブB登録利用承認通知書（または保留通知書）

【受付場所】

▼土曜日の受付場所・時間

希望する土曜きっずクラブ事務室で、8：30～17：00 に受け付けます。

▼平日の受付場所・時間

土曜江東きっずクラブ	受付時間	受付場所
土曜江東きっずクラブ潮見	9：30～18：00	江東きっずクラブ潮見
土曜江東きっずクラブ東陽児童館	10：30～19：00	江東きっずクラブ東陽（東陽小学校内） ☎ 03-3644-2061
土曜江東きっずクラブ大島第二		江東きっずクラブ一六（第一大島小学校内） ☎ 03-3638-2807
土曜江東きっずクラブ南砂児童館		江東きっずクラブ四砂（第四砂町小学校内） ☎ 03-3699-5860
上記以外のクラブ		利用を希望するクラブ

9. 江東きっずクラブA登録 利用案内



小学校の空き教室等を活用し、こどもたちの自主的な遊びの場・学びの場を提供する事業です。
運営内容や申請方法等詳しくは、令和4年2月頃に、江東きっずクラブA登録の利用案内の冊子・区報・江東区公式ホームページ等でご案内します。

- (1) **利用要件**
- 【お子様について】 ・実施校の小学校1～6年生
・江東区立以外の小学校に在籍し、住所が実施校の学区域にある児童
※加療・介助を要する児童は利用できません。
- 【保護者について】 なし

- (2) **実施施設** 区立小学校内

- (3) **開設期間・日時**
- 【開設期間】 令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 【開設日】 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
- 【時間】 学校運営日……実施校の放課後～17:00
学校休業日（夏休み等）……9:00～17:00

- (4) **定員** なし

- (5) **おやつ** なし

- (6) **費用**
- 【利用料（登録料）】 年額500円
- 【保険料】 年額500円（令和3年度実績）



- (7) **スポット利用（延長利用）**

- 【スポット利用とは】 A登録児童が、B登録と同様の時間を一時利用できる制度
- 【対象児童】 A登録に登録している児童
- 【活動場所】 B登録育成室等
- 【時間】 ①8:00～9:00
②17:00～19:00
- 【利用料】 1日500円（月上限6,000円）
※月に何度利用しても、6,000円以上かかりません。
※B登録の入会が保留になっているお子様は、減額制度があります。
減額申請が必要です。
- 【利用方法】 ①申込時に「スポット利用参加カード」をお渡しします。
②スポット利用をしたい日に保護者が記入した参加カードを児童が持参すると、利用できます。
③利用日数を月末に集計し、翌月中に利用料をお知らせします。

- (8) **申し込みについて**

4月当初の新1年生の一部を除き、最短で申し込みの翌日から利用できます。

10. 江東きっずクラブ事業について ～ お子様の放課後の居場所 ～

★ 江東きっずクラブA登録とB登録の違いは？

A登録はお子様の自由な活動場所を提供する「放課後子ども教室」として、
 B登録は保護者の皆様に代わってお子様をお預かりする「放課後児童クラブ（学童保育）」として機能しています。
 A登録には保護者の利用要件や定員がなく、お子様が通学している小学校の中等にクラブがあります。
 B登録には保護者やお子様の利用要件・定員があり、小学校のほか、児童館等の学校の外にもクラブがあります。
 いずれも集団下校を実施していますが、18時以降まで利用する場合は、保護者のお迎えが必要です。

★ 「放課後子ども教室」とは？

小学校の放課後等に、空き教室や校庭等を開放し、こどもたちの活動の場を提供する取り組みです。
 文部科学省が主導しています。

★ 「放課後児童クラブ（学童保育）」とは？

保護者が就労等で日中家庭にいない世帯のこどもたちを対象に、小学校の空き教室や児童館などで、
 生活の場を提供する取り組みです。厚生労働省が主導しています。



	平日・学校休業日		土曜日
	小学校内で運営		B登録で運営
	江東きっずクラブ A登録	江東きっずクラブ B登録	土曜江東きっずクラブ
実施施設	小学校や学校の近隣施設等	児童館や集合住宅等	一部のB登録育成室
活動場所	小学校の空き教室等	専用の育成室	
事業の目的	こどもたちの自主的な活動の場を提供	保護者が就労等で日中家庭にいない世帯のこどもたちを対象に、保護者に代わって生活の場を提供	
対象児童	小学1～6年生	小学1～3年生、 障害のある小学4～6年生	B登録児童 (B登録 保留児童も対象)
保護者の利用要件	なし	両親が週3日以上、8時から13時を除く時間に就労等をしていること	
定員	なし	あり	
開所時間	★ 学校休業日：9時～17時 ★ 授業日：放課後～17時	★ 学校休業日：8時～18時 ★ 授業日：放課後～18時	8時30分～17時
延長利用	スポット利用 ★朝：8時～9時 ★夜：17時～19時	18時～19時	なし
費用	★ 登録料・保険料 ⇒ 各年500円 ★ スポット利用料 ⇒ 1日500円 (スポット利用は月上限6,000円)	★ 利用料 ⇒ 月5,000円 (延長料は月1,000円) ★ おやつ代 ⇒ 月1,500円 ★ 保険料 ⇒ 年500円 (令和3年度実績)	
費用の減免制度	あり (詳細は各利用案内の冊子等に掲載)		
おやつ	なし	あり	なし

【問い合わせ】 ☎ 各江東きっずクラブの運営について … P8・9 一覧表のとおり

☎ 江東きっずクラブ事業について … 教育委員会事務局 地域教育課放課後支援係
 TEL 03 (3647) 9308・FAX 03 (3647) 9274